

菰野町地域公共交通会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町附属機関設置条例（平成29年条例第22号）第3条の規定に基づき、菰野町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(事務所)

第1条の2 交通会議は、事務所を三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地 菰野町役場庁舎内に置く。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送及び交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 町の公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画の策定、変更及び実施に関する事項
- (5) 町の公共交通政策の事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

2 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会として分科会（以下「運賃分科会」という。）を置き、一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃・料金等に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 交通会議は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する者
- (3) 住民及び利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局

- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者
- (6) 道路管理者
- (7) 三重県警察四日市西警察署
- (8) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者
- (9) 現に交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている団体の指名する者
- (10) 副町長及び町職員
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に会長、副会長及び座長各1名、監事2名を置く。

2 会長は町長が指名し、交通会議を代表する。

3 副会長、座長及び監事は、委員のうちから、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 座長は、交通会議の議長となる。

6 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、委任状により代理者を出席させることができる。

3 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、原則として全会一致をもって決する。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上をもって決するものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員に書面による賛否を求めて、会議の議決に

代えることができる。

7 交通会議は、原則として公開する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条に定める委員のうち、協議の内容により会長が必要と認める者で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し資料の提出、意見等を求めることができる。

4 幹事会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(運賃分科会)

第9条 第2条第2項に定める運賃分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 町長が指名する町職員

(2) 運賃・料金等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局

(4) 菰野町区長会会長

2 運賃分科会は、会長を置き、町長が指名する町職員がこれにあたる。

3 運賃分科会の運営その他必要な事項は、運賃分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。

4 運賃分科会の議事は、全会一致をもって決する。

5 運賃分科会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

6 運賃分科会は、書面による賛否を求めて、会議の議決に代えることができる。

7 運賃分科会は、非公開とする。

(庶務)

第10条 交通会議、幹事会及び運賃分科会の庶務は、菰野町総務課安全安心対策室において処理する。

(経費)

第11条 交通会議の運営に関する経費は負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月23日から施行する。

附 則 (平成27年10月8日告示第54号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則 (平成29年5月18日告示第33号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月26日告示第7号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日告示第18号)

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 この告示施行の際、現に使用している用紙は、その用紙が存する限り、所要の修正を加え、なお従前のものを使用することができる。

附 則 (令和元年8月15日告示第9号)

この告示は、告示の日から施行し、令和元年8月15日から適用する。

附 則 (令和6年1月31日告示第25号)

この告示は、告示の日から施行する。